

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年大阪市条例第 88 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 47 条第 3 項に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表の（あ）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表の（え）欄に記載の旨の是正の申出（以下「本件各是正申出」という。）について、是正の措置を講じないとする判断（以下「本件各判断」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 保有個人情報の取扱いの是正に関する取扱再調査申出に至る経過

1 是正の申出

申出者は、別表の（う）欄に記載の年月日に、旧条例第 46 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、本件各是正申出を行った。

2 本件各判断

実施機関は、本件各是正申出について、別表の（き）欄に記載の保有個人情報（以下「本件各保有個人情報」という。）の是正の措置を講じない理由を別表の（け）欄に記載のとおり付して、旧条例第 46 条第 4 項に基づき本件各判断を行った。

3 取扱再調査申出

申出者は、別表の（こ）欄に記載の年月日に、本件各判断の通知の内容を不服として、実施機関に対して、旧条例第 47 条第 1 項に基づく再調査の申出（以下「本件各再調査申出」という。）を行った。

第 3 申出者の主張

申出者の主張は、おおむね別表の（さ）欄に記載のとおりである。

第4 審議会の判断

1 是正の要否について

- (1) 旧条例第46条第1項は、「保有個人情報の本人は、実施機関が第6条から第14条までの規定のいずれかに違反して自己に関する保有個人情報を取り扱っていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。」と規定している。
- (2) 本件各保有個人情報は、その大半が実施機関が申出者に行った行政処分に係る通知書に記載された当該行政処分に係る理由及び判断や、実施機関が申出者あてに送付した市民の声（実施機関に寄せられた意見等について、実施機関の担当部署において回答又は供覧を行う制度）の回答文書に記載された実施機関の見解などであって、その文書の性質上、そもそも是正の申出の対象となり難いものであると認められる。

その上で、当審議会において、本件各保有個人情報を見分したところ、実施機関が大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第6条から第14条までの規定のいずれかに違反して本件各保有個人情報を取り扱っているとは認められなかった。

したがって、本件各是正申出について別表の（け）欄の理由により是正の措置を講じないとする実施機関の判断に、特段、不自然不合理な点は認められない。

2 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子